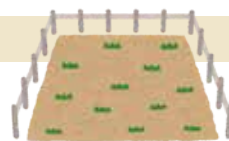


農地を転用（農業以外の目的利用）する際には、農地法による
県知事の許可が必要です。

申 請



- 受付期間：毎月 15 日締切
農業委員会申請（毎月末総会で審査）→翌月末県審査会→県知事許可証発行
- 所有者自身が転用する場合→農地法第 4 条許可。
- 使用貸借、賃貸借、贈与、売買などで転用する場合→農地法第 5 条許可。
- 転用目的の例：住宅、アパート、駐車場、資材置き場、店舗、
一時的な転用（例：〇〇建築に伴う資材置き場、作業員駐車場）
- ※公共事業（国、県、市町村）に伴う一時転用は、県知事許可ではなく、**農業委員会へ「一時転用承認願」**の提出が必要です。
- ※公共、非公共に関わらず一時転用は、転用期間満了時に耕作できるような農地への復元が必要です。

申請前に確認が必要なこと（必須項目のみ記載）

- ①農振法に基づく農用地区域外であること（窓口：農林水産課）
- ②村環境保全条例に基づく用域区分（窓口：企画課）
転用目的によって用域変更が必要な場合、用域変更されたことを確認後に県に進達します。
開発審議会は不定期（3～4ヶ月おき）ですので、転用申請の前に用域変更の申請を行ってください。

許可ではなく届出の範囲内の内容

- 自己の所有農地を農業用施設（農機具倉庫、畜舎など）に利用する場合

面積 法律	9 0 m ² 未満	9 0 m ² 以上 2 0 0 m ² 未満	2 0 0 m ² 以上
農振法	届出 「軽微変更」	許可必要	
農地法	届出「確認願」		許可必要

お問い合わせ

農業委員会 ☎ 9 6 6 - 1 2 0 4

農林水産課 ☎ 9 6 6 - 1 2 0 2

企 画 課 ☎ 9 6 6 - 1 2 0 1

分離マスを設置している家庭へのお願い



分離マスの点検・清掃について

分離マスの清掃を長期間放置しておくと、
管の詰まりや悪臭の原因になりますので、月
に 2～3 程度の点検・清掃をお願いします。

分離マスとは？

分離マスとは台所などから流れた排水を水
と油・ごみ等に分離し、下水道管へ水のみを
流すためのマスです。

清掃方法

- ・分離マスのフタを開け、バスケットや底
に溜まった油やごみ（野菜くず）をあみ
酌しなどで取り除きます。
- ・分離マス内を十分に水洗いし、バスケット
も水洗いしセットします。
- ・取り除いた油やごみ類は燃えるごみと一
緒に処分してください。

お問い合わせ：上下水道課 下水道係 ☎ 9 6 6 - 1 1 9 0